

2023年9月1日

新設分割にかかる事後開示事項

東京都渋谷区桜丘町 20-1
渋谷インフォスタワー 6F
株式会社ココナラ
代表取締役社長 鈴木 歩

東京都渋谷区桜丘町 12-10
住友不動産渋谷インフォスアネックス 9F
株式会社ココナラリーガルコネクト
代表取締役社長 平野 素

株式会社ココナラ（以下「新設分割会社」といいます）は、2023年7月20日付で作成した新設分割計画書に基づき、2023年9月1日をもって、新設分割により株式会社ココナラリーガルコネクト（以下「新設会社」といいます）を設立し、新設会社に新設分割会社の「ココナラ法律相談」にかかる事業に関する権利義務を承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます）を行いました。

会社法第811条第1項第1号及び同法施行規則第209条に基づき、下記の事項を本書面により開示します。

記

1. 新設分割が効力を生じた日（会社法施行規則第209条第1号）
2023年9月1日（金）
2. 会社法第805条の2に規定による請求に係る手続きの経過（会社法施行規則第209条第2号）
本新設分割は、会社法第805条が規定する簡易分割に該当するため、会社法第805条の2の規定による新設分割をやめることの請求をすることができる株主はおりません。
3. 会社法第806条、第808条及び第810条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第209条第3号）
 - （1）反対株主の株式買取請求
本新設分割は、会社法第805条が規定する簡易分割に該当するため、会社法第806条の規定による株式の買取請求をすることができる株主はおりません。
また、会社法第806条第3項但書により、株主に対する通知又は公告を行っていません。
 - （2）新株予約権買取請求

本新設分割においては、会社法大 808 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権が存在しないため、会社法第 808 条の規定による手続きは行っておりません。

(3) 債権者異議

本新設分割は分社型新設分割であり、かつ新設分割会社では、新設会社が承継する債務を重畳的債務引受により負担することと致しましたので、会社法第 810 条第 1 項第 2 号に規定する債権者はありません。

したがって、新設分割会社では、会社法第 810 条の規定による債権者保護手続きを行っておりません。

4. 本新設分割により新設会社が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 209 条第 4 号）

新設会社は、新設分割計画書の記載に従い、2023 年 9 月 1 日をもって、新設分割会社から「コロナ法律相談」に係る事業に関する権利義務を承継しました。

5. 本新設分割に関するその他重要な事項（会社法施行規則第 209 条第 5 号）

該当事項はありません。

以上